

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ピジョン株式会社		コード	7956
提出日	2026/3/24	異動(予定)日	2026/3/27	
独立役員届出書の提出理由	2026年3月27日開催予定の第69期定時株主総会において、社外取締役3名の選任議案が付議されるため。			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	鳩山 玲人	社外取締役	○															○		有
2	三和 裕美子	社外取締役	○															○		有
3	永岡 英則	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
4	大津 広一	社外監査役	○														△		有	
5	太子堂 厚子	社外監査役																○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当する事項はありません。	鳩山玲人氏は、事業会社における海外事業戦略とその実行にあたってのマネジメント、コーポレートガバナンス等に関して豊富な経験と高い知見を有しております。また、2023年3月からは、当社取締役会議長として活発な議論を引き出す議事運営を行うなど取締役会の実効性をさらに高めていただいております。社外取締役として、当該知見を活かした当社の経営戦略に対する有益な助言・提言の実施および取締役会議長としてのリーダーシップの発揮といった役割を果たしていただいております。また、同氏は上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
2	該当する事項はありません。	三和裕美子氏は、機関投資家の発展とコーポレートガバナンス、機関投資家のエンゲージメント、ESG投資に関わる研究を進めており、ESGおよびコーポレートガバナンスの専門家であります。また財務・会計に関する知見を有し、資産運用教育事業を行う企業の経営者でもあることから、経営に関する高い見識と財務・会計を中心とした監督能力を有しております。ESGやコーポレートガバナンスの取り組みが重要視されている今日、これらの高度な見識および豊富な経験を活かし、社外取締役としてDesign Driven companyを掲げる当社の経営戦略およびコーポレートガバナンスの向上に対する有益な助言・提言の実施といった役割を果たしていただいております。また、同氏は上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
3	該当する事項はありません。	永岡英則氏は、経営コンサルティング会社を経て、ベンチャー企業の立ち上げから取締役CFOとして現在に至るまでの豊富な経験で培った企業経営に関する高い知見を有しております。社外取締役として、当該知見をもって、当社の経営戦略に関する有益な助言・提言の実施といった役割を果たしていただいております。また、同氏は上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
4	大津広一氏は、2022年3月末日まで早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師であり、当社は同大学に対して年間2百万円(2019年1月期実績)の寄付を行ってまいりました。	大津広一氏は、会計・財務領域における高い専門性と先見性のある深い知見および高所大所からの経営に関する提案・提言経験やコーポレートファイナンス領域に関する諸教育機関の講師経験を豊富に有しており、これらの高い専門性および豊富な知見・経験に基づく助言・提言を通じて、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。また、同氏は上記1に該当しておりますが、左記のとおり年間の寄付金額は僅少であるため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
5	該当する事項はありません。	太子堂厚子氏は、弁護士としての高い専門的知見および、グローバルな企業経営における様々なリスクに関する高い見識ならびに特にコーポレートガバナンス、内部統制分野に関して弁護士として、多くの企業経営の問題解決に関与された豊富な経験を有しており、これらの高い専門性および豊富な知見・経験に基づいた助言・提言を通じて、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。

4. 補足説明

番号5の太子堂厚子氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないと判断しておりますが、候補者の所属する森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のルールに従い、独立役員として指定・届け出は行いません。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。